

総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）実施要領

1. 業務内容

総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）【一般統計調査】の実施

2. 業務目的

総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）（以下「本調査」という。）を実施・集計し、資源エネルギー庁で別途作成している総合エネルギー統計（エネルギーバランス表）作成のためのデータとして活用する。

3. 調査の概要

< 1 > 調査対象とする事業者

資源エネルギー庁に発受電月報を報告している事業者のうち、発電実績のある事業者
（ 約 870 事業者 ）

< 2 > 調査事項・調査対象期間・実施時期

（1）調査事項：発電種類別の「発電端発電量」「所内用電力量」「送電端電力量」

※ 「調査票」を参照。なお、調査票については、集計項目等に変更の可能性があるため、担当者とも相談のうえ対応すること。

（2）調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日（令和5年度実績）

（3）実施時期：令和6年6月20日から7月31日（予定）

< 3 > 調査方法

郵送調査またはオンライン調査（電子メール）にて実施。

〔郵送調査〕：調査関係書類を郵送し、返信用封筒により調査票を回収。

〔オンライン調査〕：Excel 形式で作成した電子媒体調査票により電子メールで返送。

4. 業務内容

実施する業務内容は以下のとおり

- （1）調査名簿の作成
- （2）調査関係書類の印刷
- （3）事前案内等
- （4）調査関係書類の発送
- （5）問い合わせ対応
- （6）調査票受付・画像化処理、データ入力
- （7）督促
- （8）審査・疑義照会、データ修正
- （9）集計・統計表作成
- （10）作業報告書作成等

5. 各業務のポイント

（1）調査名簿の作成

・対象事業者リスト（事業者名、住所、電話番号、担当者氏名、電子メールアドレスを掲載）は、電子媒体で資源エネルギー庁長官官房総務課戦略企画室（以下「資源エネルギー庁担当者」という。）

より提供。実務上、補完が必要な場合は適宜補完する。

・対象件数は、約 870 件（「電力調査統計」令和 5 年 3 月実績分で令和 4 年度調査での対象数。令和 6 年 3 月実績分までが対象となるため、対象数が変更となる可能性がある。）

（２）調査関係書類の印刷

・対象事業者に配付する調査関係書類は、①調査票、②協力依頼状、のほか、③送付用封筒、④返信用封筒 を予定。

・印刷部数は（１）調査名簿の作成 に記載の数が基数となる。

・（１）の「対象事業者リスト」に掲載している電子メールアドレス情報を活用する場合、紙媒体による印刷・送付はしなくてもよい。

（３）事前案内等

・調査実施（調査票の発送等）前に、調査実施のお願いと実施方法に関する事前案内等を実施する。なお、前回までの調査実施状況を踏まえ、具体的な案内方法等については、資源エネルギー庁担当者と調整すること。

（４）調査関係書類の発送

・郵送の場合、通常郵便で送付。なお、調査票にはプレプリント情報（※）を印字して送付。

・オンライン（電子メール）の場合、（１）の対象事業者リストに掲載されている担当者のメールアドレスに、プレプリント情報（※）を入力した電子媒体調査票（Excel 形式）を送付する（（２）②協力依頼状（PDF）も同送）。

・電子媒体調査票（Excel）は、素案は資源エネルギー庁担当者と準備する。受託者側でより効果的な修正等があれば、調整のうえ対応する。

・事業者からの回答専用のメールアドレスを設置する。この際のドメイン、メールサーバ等は受託者又は資源エネルギー庁のいずれかが適切か検討し、より適切な環境を整備する。

（５）問い合わせ対応

・本調査専用の問い合わせ窓口（電話）を設置する。設置手段、設置期間は資源エネルギー庁担当者と調整する。

・応答要領は資源エネルギー庁が提供する。応答要領にない問い合わせに対応した場合は、その内容を応答要領に追加する。

・受託者側で処理できない場合は、資源エネルギー庁担当者と連絡し対応を協議する。

（６）調査票受付、データ入力

・郵送、電子メールで提出された調査票の管理。未提出状況を把握し、督促業務の際の基礎情報とする。

・郵送で提出された分（紙媒体）については、データ入力を行う。

・すべての調査票は、PDF 形式で保存する。

・回収した調査票データは、所定のフォーマットで電子ファイル化する。

（７）督促

・未提出の事業者への提出依頼を実施する（書面、電話など）。

・実施時期・回数・頻度は進捗状況・回収状況に応じ資源エネルギー庁担当者と調整する。

（８）審査・疑義照会、データ修正

・提出されたデータ内容の審査を行う。その際、以下の視点で確認する。

- ① 調査票記入欄の、 $A = B + C$ が成り立っているか（必ずしも成り立たない場合があるので、その際は要因を確認する）。
- ② 記入数値に桁ずれがないか
- ③ 計と内訳が合っているか
- ④ 前回調査の2022年度と大きくかい離していないか

なお、資源エネルギー庁担当者側で異常データを検出した場合は指示に応じて対応すること。

（９）集計・統計表作成

- ・資源エネルギー庁担当者が提示する統計表のフォーマットで集計し統計表を作成する。（参考参照）
（集計項目の対象事業者数が2以下の場合、秘匿する必要があるが、この場合、資源エネルギー庁担当者と調整する。）
- ・未提出事業者分の扱いについては、回収状況を見ながら資源エネルギー庁担当者と調整する。

（10）作業報告書作成等

- ・実施した業務内容を取りまとめる。

（※）プレプリント情報

- ◇ 調査票の右上欄に予め設定した「調査 ID」を、「送付先」欄に（１）で整備した名簿情報をもとに、所在地、企業名・事業所名、部署名、役職名、記入者氏名、法人番号等の情報を印字（電子媒体調査票の場合は入力）する。
- ◇ 調査票の「C 送電端電力量（10³Kwh）」欄に、電力調査統計で公表されている各社のデータ（報告実績値）を印字（電子媒体調査票の場合は入力）する。
- ～（イメージ）電力調査統計と本調査の関係 参照

（参考）電力調査統計と本調査の関係

- ◇ 本調査は、電気関係報告規則で定める「発受電月報」を提出している電気事業者を対象に実施。
- ◇ 提出された「発受電月報」は「電力調査統計」（業務統計）として公表。
- ◇ 電力調査統計において、「２－（１）．発電実績」で各社の発電種別発電量が公表されている。
- ◇ 「発電実績」は、「送電端電力量」によって報告されているが、本調査は、この実績に関する内訳である「発電端電力量」、「所内用電力量」を把握するために実施する調査。

電力調査統計データは以下を参照

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/results.html

6．実施期間：令和6年6月20日から7月31日（予定）

7．納品物：調査票データ（PDF 個票、個票データ）の電子媒体、集計表の電子媒体、作業報告書

(参考) 公表している統計表

総合エネルギー統計補足調査(電気事業者の発電量内訳調査)

【調査結果表】

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

種別		A 発電端電力量 (10^3 kWh)	B 所内消費電力量 (10^3 kWh)	C 送電端電力量 (10^3 kWh)
水力発電所	一般	72,859,787	523,464	72,336,322
	揚水式	10,998,260	86,107	10,912,153
	計	83,858,045	609,571	83,248,473
火力発電所	石炭	300,618,244	19,929,423	280,688,821
	LNG	310,698,054	8,812,074	301,885,980
	石油	23,901,252	2,498,526	21,402,726
	LPG	×	×	×
	その他ガス	26,634,962	1,376,252	25,258,710
	瀝青質混合物	×	×	×
	その他	38,243,228	5,095,396	33,147,832
	計	702,717,678	38,059,366	664,658,312
原子力発電所		56,351,001	2,826,905	53,524,097
新エネルギー等 発電所	風力	7,628,103	275,954	7,352,148
	太陽光	22,008,551	265,985	21,742,565
	地熱	2,162,670	246,565	1,916,105
	バイオマス	[28,303,813]	[3,254,152]	[25,049,660]
	廃棄物	[5,749,261]	[1,644,812]	[4,104,450]
	計	31,799,318	788,504	31,010,814
その他		204,917	20,056	184,861
計		874,930,965	42,304,409	832,626,557

(イメージ) 電力調査統計と本調査の関係
電力調査統計（２－（１）．発電実績）

2-（1）. 発電実績

(単位:1,000kWh)

事業所名	水力発電所			火力発電所							原子力発電所	新エネルギー等発電所						その他	計
	一般	揚水式	計	石炭	LNG	石油	LPG	その他ガス	瀝青質混合物	その他		風力	太陽光	地熱	バイオマス	廃棄物	計		
●●電力(株)	123,456	789	124,245	9,876		5,432					15,308		456	321			777		140,330
△△電力(株)	12,424	9,876	22,300	12,345	6,789	8,765					27,899		111	876	[100]		987		51,186
〇〇ホールディングス(株)	2,231	3,089	5,320	7,654	3,210						10,864		876	333			1,209		17,393

秘

提出期限 令和5年7月31日

調査ID

令和4年度総合エネルギー統計補足調査
(電気事業者の発電量内訳調査)

●この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査です。
●報告された調査票は、統計目的以外には使用されず、報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。事実をありのままに記入してください。

A1. 送付先

送付先

A2. 記入者

所在地	☐ 「送付先」と同一	左の欄にチェックした場合は記入不要です。
企業名 事業所名	☐ 「送付先」と同一	
部署名	☐ 「送付先」と同一	
役職名	☐ 「送付先」と同一	
記入者 氏名	☐ 「送付先」と同一	
電話番号		
e-mail		

A3. 法人番号

※ 貴社の法人番号(13桁)を記入してください。

調査ID、所在地、企業名、法人番号等をプレプリント

----- この調査は、「総合エネルギー統計」作成のために実施するものです -----

●総合エネルギー統計とは？
資源エネルギー庁では、日本のエネルギー需給の定量的把握、エネルギー関係政策の企画立案やその効果の実測・評価・状況判断を支援するものとして「総合エネルギー統計」を作成しています。これは、国別エネルギー機関へのエネルギー需給実績の報告や、国連気候変動枠組条約事務局へ報告するエネルギー起源CO2排出量の算定にも活用されています。

●この調査の目的
この調査は、総合エネルギー統計の電力に関する部門の値を把握して作成に役立てます。具体例には、貴社の自社発電所における「所内消費電力」「発電端電力」を調査し、総合エネルギー統計の一部に組み入れます。

●調査の対象となる事業者の方
この調査は、電気事業法に基づく定期報告のうち、「発電電月報」をご提出いただいている電気事業者の方を対象としています。このため、調査項目に「送電端電力」は、発電電月報「第1表」で報告された「自社発電電」の年度合計値(電力調査統計)において公衆をプレプリントしています。

----- 調査への御協力をお願いいたします -----

■自社発電所[※]における1年間の発電端電力量、所内消費電力量を燃料種別に記入してください。

※発電電月報で報告している自社発電電力量にかかる電力量を記入してください。発電電月報の報告対象外の発電所や発電機の方は本調査の対象外です。
・「C 送電端電力量」は、発電電月報第1表で報告された「自社発電電」電力量で、年度合計値をプレプリントしています。
・各欄へ記入した値については、右の式が成り立ちます。A=B+C

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

種別		A 発電端電力量 (10 ³ kWh)	B 所内消費電力量 (10 ³ kWh)	C 送電端電力量 (10 ³ kWh)
水力発電所	一般			
	揚水式			
	計			
火力発電所	石炭			
	LNG			
	石油			
	LPG			
	その他ガス			
	瀝青質混合物			
	その他			
	計			
原子力発電所				
新エネルギー等発電所	風力			
	太陽光			
	地熱			
	バイオマス			
	廃棄物			
	計			
その他				
計				

プレプリント